

第2回審査

令和5・6年度 総合点数変更審査 申請要領

(建設工事・県内建設業者用)

令和5年12月
和歌山市

【問い合わせ先】

和歌山市 都市建設局 建設総務部 建設総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

電話 073-435-1085（土日祝日を除く）

FAX 073-435-1274

E-mail kensetsusoumu@city.wakayama.lg.jp

※ E-mail アドレスの「lg」の「l」は、アルファベット”L（エル）”の小文字です。
数字の”1（いち）”ではありませんのでご注意ください。

目 次

1	総合点数変更審査	1
2	申請書類の提出方法	2
3	競争入札参加資格登録	3
4	その他申請にあたっての注意事項	3
5	申請書類	3
6	各申請書類の作成要領	6

ホッチキス留めにする書類

No. 1	総合点数変更審査申請書【指定様式】	6
No. 2	競争入札参加資格登録書	6
No. 3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	7
No. 4	ISO 9000シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し	7
No. 5	ISO 14001の認証取得を証明する登録証等の写し	7
No. 6	エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写し	7
No. 7	和歌山市民の雇用状況調書【指定様式】	8
No. 8	障害者雇用状況報告書の写し	8
No. 9	障害者雇用状況調書【指定様式】	9
No. 10	災害協定に係る書類	10
No. 11	女性技術者の雇用状況調書【指定様式】	10
No. 12	不当要求防止責任者講習に係る受講修了書の写し	10

クリップ留めにする書類

No. 13	申請書類チェックリスト【指定様式】	11
No. 14	附表【指定様式】	11
No. 15	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	12
No. 16	登録書送付用封筒（長形3号 切手434円分貼付）	12
No. 17	受領書送付用封筒（長形3号 切手84円分貼付）	12
7	総合点数	13

【指定様式】

No. 1	「総合点数変更審査申請書」
No. 7	「和歌山市民の雇用状況調書」
No. 9	「障害者雇用状況調書（法定義務建設業者用）」
No. 11	「女性技術者の雇用状況調書」
No. 13	「申請書類チェックリスト（総合点数変更用）」
No. 14	「附表（総合点数変更用）」

1 総合点数変更審査

令和5・6年度競争入札参加資格登録に係る総合点数の変更審査（第2回）の受付を行いますので、変更を希望する方は本要領に基づき申請してください。

◆既に令和5・6年度登録をされている「**県内建設業者**（和歌山県内に主たる営業所を有する方）」が対象です。

◆変更審査の対象となる項目は次のとおりです。

項目	
	① 経営事項審査による総合評定値（P点）
主観 点数	② 暴力団等排除への取組
	③ 災害時の応急対策業務への取組
	④ 環境配慮への取組
	⑤ 障害者雇用への取組
	⑥ 地元雇用への取組
	⑦ 若年技術者の確保
	⑧ 女性技術者の確保

※ 総合点数及び各項目の詳細は「7 総合点数」をご覧ください。

◆申請は任意です。変更を希望する方のみ申請してください。

変更の対象となる事由が生じた場合でも、総合点数の変更を希望しない場合、加点・減点にかかわらず申請は不要です。

2 申請書類の提出方法

(1) 郵送による提出

受付期間	令和6年1月4日（木）～ <u>令和6年1月23日（火）【必着】</u> ・受付期間後に到着したものについては、一切受付を行いませんのでご注意ください。 ・郵便物の未到着等のトラブル防止のため、原則として、 <u>書留郵便（レターパック）等配送状況が確認できる方法</u> での郵送をお願いします。 なお、未到着等のトラブルにつきましては、当市において一切責任を負いませんのでご了承ください。
提出先	「〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 建設総務課 宛て」 <u>※封筒の表に「令和5・6年度申請書類在中」と朱書きしてください。</u>
その他	・個別の到着確認の対応は行っておりません。 ・不備等があった場合は、「No.1 総合点数変更審査申請書」に記載の担当者（申請手続代理人等に記載がある場合は代理人）の方に連絡しますので、修正等ご対応ください。

(2) 持参による提出

受付期間	令和6年1月22日（月）～令和6年1月23日（火） (午前の部) 午前9時から午前11時まで (午後の部) 午後1時から午後4時まで
受付場所	和歌山市役所 東庁舎4階 建設総務課
その他	・申請書類の内容について質問に答えられる方が持参してください。 ・申請書類に一部でも不備等がある場合は受付を完了することができません。すべての書類を一旦返却し、指定する期日までに再度持参により申請していただくことになります。

(3) 受領書

郵送による提出	受領書が必要な場合は、「No.17 受領書送付用封筒（長形3号・切手84円分貼付）」を同封してください。 ※ はがき（受領印押印用）でも可。 ※ 同封のない場合は受領書の送付は行いません。 ※ 申請書類の内容確認後の送付となり、日数を要しますのでご了承ください。
持参による提出	受付完了時に、全員にお渡しします。

※ 受領書は、申請を受け付けたことを証明するもので、総合点数の変更を承認したことと証明するものではありません。

3 競争入札参加資格登録

審査の結果、総合点数の変更が認められた場合、変更後の点数により有資格者名簿に再登録されます。

令和6年3月中旬以降に変更後の「競争入札参加資格登録書」を簡易書留で郵送しますので、登録内容をご確認ください。登録書が届かない場合や内容に疑義がある場合は建設総務課までお問い合わせください。

(1) 変更後の点数の適用開始日

令和6年4月1日（4月1日以降に公告を行う案件から適用）

※ 登録の有効期間は、令和7年3月31日までで変更ありません。

(2) 有資格者（登録業者）名簿

登録期間中、和歌山市ホームページ及び和歌山市役所本庁舎1階資料コーナーにおいて名簿（総合点数、ランクの情報、電話番号等を含む）を公開します。

4 その他申請にあたっての注意事項

- ・申請書類は、提出前に必ずコピーし、控えておいてください。
- ・不正な手段又は虚偽の申請により点数変更を行った場合は、その資格を取り消すことがあります。

5 申請書類

(1) 申請書類のダウンロード及び作成

- ・申請書類の様式は、和歌山市ホームページよりダウンロードしてください。

トップページ>事業者>入札・契約（建設工事・建設コンサルタント業務）>競争入札参加資格審査

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/kensetusoumuosirase/1010042/index.html>

※ダウンロードできない方は申出により窓口において配布します。

- ・必ず最新の様式をダウンロードして使用してください。
- ・手書きの場合、黒のボールペン等を使用し、楷書で明瞭に記入してください。
- ・ゴム印を使用できる箇所は使用して差し支えありません。
- ・申請書類は、すべてA4判で作成してください。
- ・様式の一部に着色している箇所がありますが、印刷色は白黒でも問題ありません。
- ・個人情報に係るものは、必ず本人の同意を得た上で作成してください。

(2) 変更審査における審査基準日

申請書類の作成にあたっては、各様式で定めるものを除くほか審査基準日時点での内容を記載してください。

審査基準日	令和6年1月1日
-------	----------

(3) 申請書類一覧

申請書類は次のとおり分類し、一緒に提出してください。

ホッチキス留めにする書類 (No.1～No.12)

- 下表の順序に並べ、左上1か所をホッチキス留めにしてください。

No.	申 請 書 類	掲載 ページ	部数	必須 区分
1	総合点数変更審査申請書【指定様式】	6	1 部	○
2	競争入札参加資格登録書（原本）	6	1 部	○
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	7	1 部	△
4	ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し	7	1 部	△
5	ISO14001 の認証取得を証明する登録証等の写し	7	1 部	△
6	エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写し	7	1 部	△
7	和歌山市民の雇用状況調書【指定様式】	8	1 部	△
8	障害者雇用状況報告書の写し	8	1 部	△
9	障害者雇用状況調書【指定様式】	9	1 部	△
10	災害協定に係る書類	10	1 部	△
11	女性技術者の雇用状況調書【指定様式】	10	1 部	△
12	不当要求防止責任者講習に係る受講修了書の写し	10	1 部	△

※必須区分 「○→必須、△→該当者のみ必要」

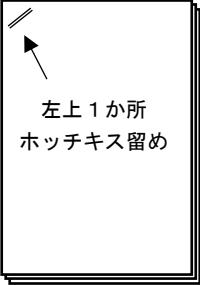
クリップ留めにする書類 (No.13～No.17)

- 下表の順序に並べ、クリップ留めにしてください。

No.	申 請 書 類	掲載 ページ	部数	必須 区分
13	申請書類チェックリスト【指定様式】	11	1 部	○
14	附表【指定様式】	11	1 部	○
15	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	12	1 部	△
16	登録書送付用封筒（長形3号・切手434円分貼付）	12	1 部	○
17	受領書送付用封筒（長形3号・切手84円分貼付）	12	1 部	△

※必須区分 「○→必須、△→該当者のみ必要」

(参考) 申請書類の綴じ方

ホッチキス留めにする書類 (No. 1～No. 12)	クリップ留めにする書類 (No. 13～No. 17)
	
<p>※ これまでのよう A4 判紙ファイルに綴る必要はありません。</p> <p>※ 提出する際は、バラバラにならないよう全体をクリップやクリアファイルでまとめていただけますと助かります。</p>	

(参考) 変更項目別の必要書類（必須書類を除く）

項目	必要書類
①経営事項審査による総合評定値（P点）	「No. 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」
主観点	②暴力団等排除への取組
	「No. 12 不当要求防止責任者講習に係る受講修了書の写し」
	③災害時の応急対策業務への取組
	「No. 10 災害協定に係る書類」
	④環境配慮への取組
	「No. 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」又は「No. 4 ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し」、「No. 5 IS014001 の認証取得を証明する登録証等の写し」、「No. 6 エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写し」
	⑤障害者雇用への取組
	「No. 8 障害者雇用状況報告書の写し」又は「No. 9 障害者雇用状況調書」
⑥地元雇用への取組	「No. 7 和歌山市民の雇用状況調書」
⑦若年技術者の確保	「No. 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」
⑧女性技術者の確保	「No. 11 女性技術者の雇用状況調書」

6 各申請書類の作成要領

ホッチキス留めにする書類 (No.1～No.12)

○：必須 △：該当がない場合提出不要

No. 1 総合点数変更審査申請書 【指定様式】



○次のとおり作成し、提出してください。

行政書士に書類の作成を委任している場合でも、必ず申請者本人が誓約事項等の内容を確認した上で作成してください。

項目	記載要領	
日付	申請書を提出する年月日を記入してください。 (郵送の場合は、郵送日。持参の場合は、持参日。)	
申請者	所在地	建設業法上の「主たる営業所」の住所を記入してください。
	商号・名称	(株)、(有)などの略号は使用しないでください。
	代表者職氏名	(法人)役職名と氏名の両方を記入 (個人)氏名のみを記入
	登記上の住所	主たる営業所と登記上の本店が異なる場合、登記上の本店の所在地を記入してください。 ※個人事業者の場合、印鑑登録証明書の住所。
	押印	不要です。
申請事務担当者	申請事務の内容を把握している方（当該申請について質問に答えられる方）の氏名及び連絡先を記入してください。 ※ 行政書士による代理申請の場合でも必ず記載ください。 ※ 主たる営業所等の職員である必要はありません。 ※ 必要に応じて氏名欄に部署や職名等の記入をお願いします。	
申請手続代理人等	行政書士による代理申請の場合は、氏名欄に行政書士であることを明記し、連絡先等を記入してください。 ※ 申請書類に不備等があった場合は優先的に連絡します。	

No. 2 競争入札参加資格登録書



○令和5・6年度登録時に発行している「競争入札参加資格登録書」の原本を提出してください。

○登録書は、提出前に必ずコピーし、控えておいてください。

No. 3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

△

変更 項目	①経営事項審査による総合評定値（P点） ④環境配慮への取組 ⑦若年技術者の確保
----------	---

○審査基準日において有効期限内（通知書に記載の審査基準日が令和4年6月1日以降のもの）であり、かつ最新のものを提出してください。

○経営事項審査を受審中でまだ通知書が届いていない場合は、所管官庁の受付印のある経営規模等評価申請書の写し（添付書類は不要）を提出してください。

なお、通知書は届きしだい速やかに提出してください。

※電子申請の場合、受付印がありませんので、電子申請したことが分かる画面（受付画面等）を印刷したものを添付してください。

注意点

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しの提出をもって、上記変更項目①④⑦すべての変更を行います。特定の項目だけを変更することはできません。
例えば、特定の業種（P点の上昇した業種等）のみ、若年技術者の確保のみといった変更はできません。
- ・経営事項審査の更新の結果、登録業種の完成工事高（2年又は3年平均）の数値が「0」又は記載がなくなった場合、当該業種の登録は抹消されます。

No. 4 ISO9000 シリーズの認証取得を証明する登録証等の写し

△

No. 5 ISO14001 の認証取得を証明する登録証等の写し**No. 6 エコアクション21の認証取得を証明する認証・登録証等の写し**

変更 項目	④環境配慮への取組
----------	-----------

○審査基準日において上記認証を取得している場合、提出してください。

ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で確認できる場合は提出不要。

○登録証等は有効期限内のものとしてください。登録証等のみで有効期限がわからない場合は、付属書等を併せて提出してください。

No. 7 和歌山市民の雇用状況調書 【指定様式】		△
変更 項目	⑥地元雇用への取組	

○審査基準日において和歌山市民を雇用している場合に提出してください。

項目	記載要領
A 建設業に従事する常勤職員の人数	<p>審査基準日において、次の要件を満たす職員数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に従事している。（事務員等を含む） ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある。（代表者、<u>常勤役員等</u>を含む。） (対象外) <p>在籍出向者や派遣など…直接的な雇用関係ではない。 一工事の期間のみの短期雇用…恒常的な雇用関係ではない。</p>
B うち和歌山市民の人数	Aのうち、 審査基準日において、 <u>住民票の住所が和歌山市内</u> にある職員数。
C 雇用比率	和歌山市民の雇用率（B／A×100、小数点以下切り捨て）
下 表	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市民の氏名（フリガナ）、生年月日、住所を記入。 ・<u>必ず本人に利用目的を説明した上で承諾を得てください。</u> ・10人を超える場合も、記載は10人分だけで結構です。

No. 8 障害者雇用状況報告書の写し		△
変更 項目	⑤障害者雇用への取組（法定義務建設業者）	

○法定義務建設業者（常用労働者数が43.5人以上）のみ提出してください。

○法定雇用率（2.3%以上）を満たしていない場合は、提出不要です。

○直近の、管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるものを提出してください。

（電子申請の場合、到達確認画面の写しを提出してください。）

※法定義務建設業者…「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用状況について、毎年、厚生労働大臣に報告しなければならない建設業者

No. 9 障害者雇用状況調書 【指定様式】

△

変更
項目

⑤障害者雇用への取組（法定義務建設業者）

○審査基準日において法定義務建設業者（常用労働者数が43人未満）が障害者を1名以上雇用している場合に提出してください。

○障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方です。手帳を所持していない方は対象になりません。

○建設業に従事している必要はありません。

○「雇用している常勤職員のうち障害者の人数」及び「うち1名の方の状況」を記入してください。

○記入した1名の方について、次の書類を提示してください。

①手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）

②直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類

（健康保険被保険者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額通知書など）

※これらの提示書類はその場でお返します。

（郵送による申請の場合は、確認後に市で適切に廃棄します。）

○この調書及び手帳の写し等の提出にあたっては、必ず本人に利用目的を説明した上で同意を得てください。また、障害のある人の把握及び確認にあたっては、厚生労働省策定の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により適正に対応してください。

No. 10 災害協定に係る書類		△
変更 項目	③災害時の応急対策業務への取組	

- 審査基準日において和歌山市又は和歌山県と災害時の応急対策業務に係る協定を締結している場合は次のとおり提出してください。
- 複数の区分に該当する場合は、いずれか1つの分を提出してください。なお、和歌山市、和歌山県両方と協定を締結している場合は、和歌山市との分を提出してください。

区分	提出書類
和歌山市と	直接、協定を締結している事業者等 ①市と事業者等との協定書の写し
	協定を締結している団体の会員 ①市（県）と団体との協定書の写し ②団体が発行する証明書（任意様式） ・令和5年1月1日以降に発行されたもの又はその写し ・当該会員が協定に同意していること、協定に基づいて業務に従事する者であることがわかる内容としてください。
和歌山県と	協定を締結している団体の会員

No. 11 女性技術者の雇用状況調書 【指定様式】		△
変更 項目	⑧女性技術者の確保	

- 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に該当する女性技術者を雇用（代表者、常勤役員等を含む。）している場合は提出してください。
- 次の書類を添付してください。
- ①資格等の取得を証明する書類の写し
 - ②直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し
 - ③性別が確認できる書類の写し（①又は②で確認できる場合は不要）
- 複数の女性技術者を雇用している場合も調書は1名分で結構です。

No. 12 不当要求防止責任者講習に係る受講修了書の写し		△
変更 項目	②暴力団等排除への取組	

- 審査基準日の前日までの2か年（令和4年1月1日～令和5年1月31日）において、不当要求防止責任者講習を受講している場合は提出してください。
- 不当要求防止責任者講習とは、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習のことです。

クリップ留めにする書類 (No. 13～No. 17)

○：必須 △：該当がない場合提出不要

No. 13 申請書類チェックリスト 【指定様式】

○申請書類のチェックリストです。必要な書類がそろっているか確認してください。

○提出する書類のチェック欄に「○」を付け、必ず提出してください。

No. 14 附表 【指定様式】

○「商号又は名称」及び令和5・6年度登録の「登録番号※」を記入してください。

※ 競争入札参加資格登録書の右上に記載されている10桁の数字。「No. 00000 _____」

登録書の紛失等により不明な場合は空欄で結構です。 下5桁

○点数変更を希望する項目に応じて、次のとおり必要事項を記入してください。

1 経営事項審査関係

現在の登録業種について、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」をもとに「総合評定値」「平均完成工事高」を入力してください。

コード	業種	コード	業種
010	土木	140	しゅんせつ
011	プレストレストコンクリート	150	板金
020	建築	160	ガラス
030	大工	170	塗装
040	左官	180	防水
050	とび・土工	190	内装仕上
051	法面処理	200	機械器具設置
060	石	210	熱絶縁
070	屋根	220	電気通信
080	電気	230	造園
090	管	240	さく井
091	配水管工事（企業局）	250	建具
100	タイル・れんが・ブロック	260	水道施設
110	鋼構造物	270	消防施設
111	鋼橋上部	280	清掃施設
120	鉄筋	290	解体
130	舗装		

また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書をもとに「自己資本額」及び「平均完成工事高合計」も記入してください。

自己資本額	「評点(X2)」の「自己資本額」 ※通知書の右上のはう
平均完成工事高合計	「評点(X1)」の「2年(3年)平均完成工事高の合計」 ※登録業種以外も含めた全体の平均

2 主観点

主観点の変更を希望する項目について、必要事項を記入してください。

②暴力団等排除への取組	受講している場合、「○」を付けてください。
③災害時の応急対策業務への取組	該当するものに「○」を付けてください。 (いずれか1つ)
④環境配慮への取組	該当するものに「○」を付けてください。 (「ISO14001」と「エコアクション21」は、いずれか1つ)
⑤障害者雇用への取組	該当するものに「○」を付けてください。 (いずれか1つ)
⑥地元雇用への取組	「No.7 和歌山市民の雇用状況調書」の「Bの人数」と「Cの率」を記入してください。
⑦若年技術者の確保	「No.3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」の当該項目が「該当」の場合、「○」を付けてください。
⑧女性技術者の確保	対象者がいる場合、「○」を付けてください。

No. 15 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し



- 「No.3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し」とは別に1部提出してください。

No. 16 登録書送付用封筒（長形3号・切手434円分貼付）



- 「競争入札参加資格登録書」等を簡易書留で送付するために使用します。
- 返信先住所、郵便番号、宛名を記入してください。なお、返信先は申請者（法人・個人事業者）宛てのみ（支店等は可）としますので代理人等は記入しないでください。
- 法人の場合「御中」、個人の場合は「様」まで明記してください。
- 長形3号封筒に、切手「434円」分を貼り付けのこと。
- ※料金受取人払封筒は、あらかじめ簡易書留承認を受けているものであれば可。
- 朱書きで「簡易書留」及び「競争入札参加資格登録書在中」と記入してください。

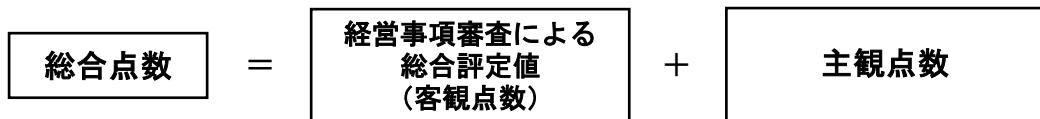
No. 17 受領書送付用封筒（長形3号・切手84円分貼付）



- 郵送による提出を行い、「受領書」の送付を希望する場合は、提出してください。受領書を普通郵便で送付するために使用します。（4ページ参照）
- 返信先住所、郵便番号、宛名を記入してください。（代理人宛でも結構です。）
- 法人の場合「御中」、個人の場合は「様」まで明記してください。
- 長形3号封筒に、切手「84円」分を貼り付けのこと。※料金受取人払封筒でも可
- はがき（受領印押印用）でも可。その場合、宛先を記入した官製はがき（又は63円切手を貼付したはがき）を同封してください。

7 総合点数

和歌山市では、技術力の向上や社会貢献に積極的な地元建設業者を適切に評価するため、和歌山県内に主たる営業所を置く建設業者を対象に、工事成績や災害協定締結などの取り組みを評価する主観的事項審査制度を導入しています。



<主観点数> ※ 点数変更の対象は、2、3、6、7、8、14、15。

項目	内 容	点数
1 労働安全衛生確保への取組	労働安全衛生法関係の免許を取得又は技能講習を修了している者を雇用している者 ※ 一つにつき2点（上限 10点）	2点
2 暴力団等排除への取組	審査基準日の前日までの2か年に、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力団追放県民センターが実施する不当要求防止責任者講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習）を受講した者	10点
3 災害時の応急対策業務への取組	審査基準日までに、和歌山市と災害時応急対策業務協定を締結した単体、団体事業者	30点
	審査基準日までに、和歌山市と大規模災害時応急対策業務協定を締結した団体の会員	30点
	審査基準日までに、和歌山県と災害時における応急対策業務に関する協定を締結した団体の会員（ただし、和歌山市内の業務が含まれたものに限る。）	15点
	※ 加算はいずれか一つとする。	
4 災害時の応急対応への貢献	審査基準日の前日までの2か年に、和歌山市と締結した災害協定の要件に基づき応急対策業務を行った者	40点
	審査基準日の前日までの2か年に、災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火）時に、和歌山市内において国又は地方公共団体の依頼に基づき応急対策業務を行った者 ※ 一件につき15点（上限 30点）	15点
	※ 加算はいずれか一つとする。	
5 災害予防活動への取組	審査基準日の前日までの2か年に事業者として防災活動への協力又は地域を含めた防災活動を主催した者	15点
6 環境配慮への取組	ISO9000シリーズの認証取得をした者	10点
	ISO14001の認証取得をした者	10点
	エコアクション21の認証取得をした者 ※ ISO14001を取得している者は加点しない。	5点
7 障害者雇用への取組	法定義務建設業者（常用労働者数が43.5人以上）のうち法定数を超えて雇用している者 非法定義務建設業者の場合は、1名以上雇用している者 ※ 障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する者をいう。	10点
	法定義務建設業者のうち法定数の雇用をしている者	5点

項目	内 容		点数								
8 地元雇用への取組	<p>建設業に従事する職員のうち和歌山市民を雇用している者で和歌山市民の雇用人数が10人以上の場合、30点を加点する。</p> <p>和歌山市民の雇用人数が10人未満の場合は、次の表により加点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇 用 比 率</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上 80%未満</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>30点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (上限 30点)</p>		雇 用 比 率	点 数	50%以上 80%未満	10点	80%以上	30点			
雇 用 比 率	点 数										
50%以上 80%未満	10点										
80%以上	30点										
9 地元業者の優先	和歌山市に主たる営業所（本社・本店）を有する者		30点								
10 優良工事表彰受賞歴	<p>審査基準日の属する年度の前5か年において、和歌山市優良建設工事表彰要綱（平成20年4月1日制定）に基づき受賞した者（表彰対象工事の業種に対し1件あたり）</p> <p>審査基準日の属する年度の前5か年において、表彰の候補として選定したが選考の結果表彰を受けられなかった者（表彰対象工事の業種に対し1件あたり）</p> <p>※ (上限 40点)</p>		15点 5点								
11 工事成績	<p>審査基準日の前日までの5か年において、和歌山市が発注した工事で当該業者が施工した業種別工事の工事成績評定点の平均点に応じ、次のとおり算出したものを加減する。ただし、審査基準日の前日までの工事実績がない場合は、平均成績評定点を65点とする。</p> <p>平均成績評定点が65点を超える場合 $(業種別平均工事成績評定点 - 65) \times 3$点</p> <p>平均成績評定点が65点未満の場合 $(業種別平均工事成績評定点 - 65) \times 2$点</p> <p>※ (上限 100点、下限 -50点)</p>										
12 技術者数	<p>審査に際し提出された資格者等総括表に計上された技術者に対して、業種ごとに別表2その2のとおり加点する。</p> <p>ただし、一業種について一人の技術者が複数の資格を有している場合は、加点数の高いもののみとする。</p> <p>※ (上限 70点)</p>										
13 指名停止	<p>審査基準日の前日までの2か年において、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日施行）及び和歌山市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止を受けた者については、次のとおり減点する。</p> <p>ただし、複数回指名停止を受けた場合は、重複して減点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 名 停 止 期 間</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3か月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>6か月以上</td> <td>-30点</td> </tr> </tbody> </table>		指 名 停 止 期 間	点 数	3か月未満	-10点	3か月以上6か月未満	-20点	6か月以上	-30点	
指 名 停 止 期 間	点 数										
3か月未満	-10点										
3か月以上6か月未満	-20点										
6か月以上	-30点										
14 若年技術者の確保	<p>最新の経営事項審査において、「若年技術職員の継続的な育成及び確保」についての加点が認められている者</p> <p>最新の経営事項審査において、「新規若年技術職員の育成及び確保」についての加点が認められている者</p>		10点 10点								
15 女性技術者の確保	建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に該当する女性技術者を雇用している者		10点								